

(資料3) リスク分担表 (案)

○：リスクが顕在化した場合に、原則として負担を負う。

△：リスクが顕在化した場合の負担が、原則として主負担者に比べて小さい、または限定的に負担を負う。

空欄：リスクが顕在化した場合に、原則として負担を負わない。

凡例：リスク負担者：○主分担 △副分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			大学	事業者	
共通	入札説明書の誤り、事業内容の変更	入札説明書の誤り及び内容の変更に関するもの	○		
	資金調達	事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○	
	契約締結	大学の事由により、事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○		
		事業者の事由により、大学と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○	
	制度関連リスク	政治・行政リスク	本事業に直接的影響を及ぼす大学に関わる政策の変更	○	
		法令等の変更	事業に直接影響を及ぼす法令等（税制度を除く。）の新設・変更	○	
			上記以外の法令等（税制度を除く。）の新設・変更		○
		許認可遅延	大学が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
			事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
		税制度変更	一般的な税制変更(新設含む。)に関するもの(収益関係税の変更、外形標準課税に関するもの等)		○
			消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの(設計、改修の対価に関するもの)	○	
			消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの(維持管理及び運営の対価に関するもの)	○	
			PFI事業に特定の税制の新設・変更	○	
		社会リスク	第三者賠償	本施設の調査・工事による騒音・振動・地盤沈下等による場合	
	事業者が善意の管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合				○
	大学の教育研究活動および業務に起因するもの			○	
	住民対応		事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
			事業者が行う調査・設計・工事・維持管理・運営に関わる住民反対運動、訴訟		○
	周辺地域環境の保全	事業者の業務に起因する環境の破壊		○	
	債務不履行	大学側起因の場合	大学の指示、債務不履行、当該サービスが不要となった場合等	○	
事業者側起因の場合		事業者の提供するサービスの品質が要求水準書に示すレベルを満たさなかった場合		○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	

凡例：リスク負担者：○主分担 △副分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			大学	事業者
共通	土地の瑕疵	土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○	
	物価変動	開業前のインフレ・デフレ		○
		開業後のインフレ・デフレ	○	△
	金利変動	金利変動		○
	技術革新による陳腐化	提案システムが供用開始までに技術的に陳腐化した場合		○
		提案システムが供用中に技術的に陳腐化した場合	○	△
不可抗力	天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見込み可能な範囲を超えるもの	○	△	
計画	発注者責任	大学の指示の不備、変更による工事請負内容の変更	○	
		事業者の指示・判断の不備、変更による工事請負契約の変更		○
画面	測量・調査	大学が実施した測量・調査に関するもの	○	
		大学が実施した測量・調査により新たに必要となった費用の負担及び工期の延長	○	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
設計	設計変更	大学の提示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
		既存施設の瑕疵の内、提示図書から推定不可能な瑕疵によるもの	○	
		既存施設の瑕疵の内、事業者の提示図書内容の見落としによるもの		○
応募コスト	応募コストの負担		○	
建設	用地取得	建設に要する資材置き場の確保に関するもの	○	
	設計変更	大学の提示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
		既存施設の瑕疵の内、提示図書から推定不可能な瑕疵によるもの	○	
		既存施設の瑕疵の内、事業者の提示図書内容の見落としによるもの		○
	工事遅延・未完工	大学側に起因する工事遅延・未完工による開業の遅延	○	
		事業者側に起因する工事遅延・未完工による開業の遅延		○
	工事費増大	大学の指示による工事費の増大	○	
		上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の工事費の増大		○
	施工監理(工事による一般的損害)	施工監理に関するもの、工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○
	要求性能	要求仕様不適合(施工不良を含む。)		○
工事期間中の機能移転	代替スペースの確保等の機能移転計画に関する不具合	○		
施設損傷	使用前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○	

凡例：リスク負担者：○主分担 △副分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			大学	事業者
維持管理・運営	支払い遅延・不能	大学の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	瑕疵担保	既存施設の瑕疵の内、提示図書等から推測困難であるもの	○	
		既存施設の瑕疵の内、提示図書内容からの見落とし、及び新規改修部分の瑕疵		○
		既存施設・改修部分の瑕疵か否かの判別が不可能な場合等、責任の所在が分からないもの	○	△
	計画変更	用途の変更等、大学側の責による事業内容の変更	○	
		上記以外の要因による事業内容等の変更		○
	維持管理費の上昇	大学の責めによる事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の要因による維持管理費用の増大（物価、金利変動によるものは除く。）		○
	施設損傷	大学及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷（事業者の管理不備の場合を除く。）	○	
		事業者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷		○
		事業者が適切な維持管理・運営業務を実施しなかった事に起因する施設の劣化		○
		什器・備品（実験施設）の損傷（大学に起因するもの）	○	
什器・備品（実験施設）の損傷（事業者の業務に起因するもの）			○	
要求水準不適合	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○	
運営	大学の指示、条件変更に関するもの	○		
	事業者の業務に起因するもの		○	
終了時	性能	事業期間満了時における要求性能水準の保持		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○